

デジタル放送サービス対策世帯契約約款（章対比）

更新前	更新後
第1章 総則	第1章 総則
第2章 加入契約	第2章 <u>加入契約等</u>
第3章 <u>放送サービスの内容</u>	第3章 <u>放送サービスの内容等</u>
第4章 <u>放送サービスの休止等</u>	第4章 <u>利用休止、中断及び利用停止</u>
第5章 工事及び保守	第5章 工事及び保守
第6章 料金等	第6章 料金等
第7章 <u>権利の譲渡及び地位の継承</u>	<u><2章に統合></u>
<u><8章から分離して新設></u>	第7章 <u>損害賠償等</u>
第8章 雑則	第8章 雑則
付則	<u>附則</u>
料金表	<u>料金表</u>

放送サービス対策世帯契約約款（章条対比）

変更前	変更後
<p>第1章 総則</p> <p>第1条 (約款の適用)</p> <p>第2条 (約款の変更)</p> <p>第3条 (用語の定義)</p> <p style="text-align: center;"><新設></p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条 (約款の適用)</p> <p>第2条 (約款の変更)</p> <p>第3条 (用語の定義)</p> <p>第4条 (サービスの提供区域)</p>
<p>第2章 加入契約</p> <p>第4条 (加入者の単位)</p> <p>第5条 (加入申込の方法)</p> <p>第6条 (加入申込の承諾)</p> <p>第7条 (加入申込書記載事項の変更)</p> <p><8章34条(解約)から移動></p> <p><8章35条(解除)から移動></p> <p><8章36条(契約終了時の処置)から移動></p> <p><同章7条(加入申込書記載事項の変更)から移動></p> <p><3章11条(放送サービスの変更)から移動></p> <p><7章28条(権利の譲渡)から移動></p> <p><7章29条(地位の継承)から移動></p>	<p>第2章 加入契約等</p> <p>第5条 (加入契約の単位)</p> <p>第6条 (加入申込の方法)</p> <p>第7条 (加入申込の承諾)</p> <p><同章11条(届け出事項の変更)に移動></p> <p>第8条 (解約)</p> <p>第9条 (当社による加入契約の解除)</p> <p>第10条 (契約終了時の処置)</p> <p>第11条 (届け出事項の変更)</p> <p>第12条 (放送サービスの変更)</p> <p>第13条 (権利譲渡の禁止)</p> <p>第14条 (地位の継承)</p>
<p>第3章 放送サービスの内容</p> <p>第8条 (放送サービスの種類)</p> <p>第9条 (放送サービスの利用)</p> <p>第10条 (最低利用期間)</p> <p>第11条 (放送サービスの変更)</p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p><同章10条(最低利用期間)から移動></p> <p>第12条 (放送番組、放送内容の変更)</p> <p><8章37条(サービスの終了)から移動></p>	<p>第3章 放送サービスの内容等</p> <p>第15条 (放送サービスの種類)</p> <p style="text-align: center;"><削除></p> <p><同章18条(最低利用期間)に移動></p> <p><2章12条(放送サービスの変更)に移動></p> <p>第16条 (ケーブル緊急地震速報の利用)</p> <p>第17条 (IP-VODの利用)</p> <p>第18条 (最低利用期間)</p> <p>第19条 (放送番組、放送内容の変更)</p> <p>第20条 (サービスの終了)</p>
<p>第4章 放送サービスの休止等</p> <p>第13条 (放送サービス利用の休止、再開)</p> <p>第14条 (放送サービスの中断)</p> <p>第15条 (放送サービスの停止)</p>	<p>第4章 利用休止・中断及び利用停止</p> <p>第21条 (放送サービス利用の休止、再開)</p> <p>第22条 (放送サービスの中断)</p> <p>第23条 (放送サービスの停止)</p>
<p>第5章 工事及び保守</p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p>第16条 (引込設備、宅内設備の設置工事)</p> <p>第17条 (引込設備、宅内設備の故障等)</p> <p>第18条 (設備の設置場所の変更)</p> <p>第19条 (設置場所の無償使用等)</p>	<p>第5章 工事及び保守</p> <p>第24条 (設置機器)</p> <p>第25条 (引込設備、宅内設備の設置工事)</p> <p>第26条 (引込設備、宅内設備の故障等)</p> <p>第27条 (設備の設置場所の変更)</p> <p>第28条 (設置場所の無償使用等)</p>
<p>第6章 料金等</p> <p>第20条 (加入契約料金)</p> <p>第21条 (利用料金)</p> <p>第22条 (利用料金の減免)</p> <p>第23条 (利用料金の計算)</p> <p>第24条 (利用料金等の請求及び支払)</p> <p><同章22条(利用料金の減免)から移動></p> <p>第25条 (延滞金)</p> <p>第26条 (消費税相当額の加算)</p> <p>第27条 (端数処理)</p>	<p>第6章 料金等</p> <p>第29条 (料金等)</p> <p>第30条 (利用料金)</p> <p><同章33条(利用料金の減免)に移動></p> <p>第31条 (利用料金の計算)</p> <p>第32条 (利用料金等の請求及び支払)</p> <p>第33条 (利用料金の減免)</p> <p>第34条 (延滞金)</p> <p>第35条 (消費税相当額の加算)</p> <p>第36条 (端数処理)</p>

第7章 権利の譲渡及び地位の継承	2章に統合
第28条 (権利の譲渡)	<2章13条(権利譲渡の禁止)に移動>
第29条 (地位の継承)	<2章14条(地位の継承)に移動>
8章雑則から分離	第7章 損害賠償等
<8章33条(損害賠償)から移動>	第37条 (損害賠償)
<8章33条(損害賠償)から移動>	第38条 (免責事項)
第8章 雑則	第8章 雑則
第30条 (放送サービスの上映及び頒布の禁止)	第39条 (放送サービスの上映及び頒布の禁止)
第31条 (不正利用の禁止)	<5章24条(設置機器)に統合>
第32条 (禁止事項)	<5章24条(設置機器)に統合>
第33条 (損害賠償)	<7章37条(損害賠償)、38条(免責事項)に移動>
第34条 (解約)	<2章8条(解約)に移動>
第35条 (解除)	<2章9条(当社による加入契約の解除)に移動>
第36条 (契約終了時の処置)	<2章10条(契約終了時の処置)に移動>
第37条 (サービスの終了)	<3章20条(サービスの終了)に移動>
<新設>	第40条 (加入者の関係者による利用)
第38条 (個人情報の取り扱い)	第41条 (個人情報の取扱い)
第39条 (視聴情報の収集)	第42条 (視聴情報の収集)
<新設>	第43条 (カスタマーハラスメントについて)
<新設>	第44条 (反社会勢力の排除)
<新設>	第45条 (準拠法)
<新設>	第46条 (関連法令の遵守)
第40条 (協議事項)	第47条 (協議事項)
<新設>	第48条 (合意管轄)
<付則から移動>	第49条 (特約)
付則	附則
クレジットカード支払いに関する特約	クレジットカード支払いに関する特約
料金表	料金表

更新前

＜追加＞
デジタル放送サービス対策世帯契約約款
＜追加＞

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 ひまわりネットワーク株式会社（以下「会社」といいます）は、放送法の規定に従い、このデジタル放送サービス対策世帯契約約款（以下「約款」といいます）を定め、これに基づき放送サービスを提供します。

(約款の変更)

第2条 会社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後のデジタル放送サービス対策世帯契約約款によります。なお、会社は、変更後の約款及びその効力発生時期を、所定のWEBサイトその他相当の方法で周知するものとし、変更後の約款は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとし

(用語の定義)

第3条 この約款において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

	用語	用語の意味
1	有線テレビジョン放送施設	<u>会社</u> が有線テレビジョン放送を行なう為の機械、器具、電線その他の電气的設備
2	放送サービス	有線テレビジョン放送施設を利用して映像、音響及び符号等を送信すること
3	加入契約	<u>会社</u> から放送サービスを受ける為の契約
4	加入申込	加入契約の申込
5	加入申込者	加入申込をした者
6	加入者	<u>会社</u> と加入契約を締結した者
7	代理店	<u>会社</u> と代理店契約を締結し、加入契約の取次、宅内設備の工事及び保守等を行う者
8	引込設備	加入者が放送サービスを受信する為、有線テレビジョン放送施設に接続された引込点から加入者宅の保安器または光接続箱までに設置された引込線及び機器
9	宅内設備	加入者が放送サービスを受信する為、加入者宅の光接続箱の出力端子から受信機までに設置された宅内線、受信機

更新後

＜表紙・目次＞
デジタル放送サービス対策世帯契約約款
(新たな加入の申込不可)

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 ひまわりネットワーク株式会社（以下「当社」といいます。）は、放送法の規定に従い、このデジタル放送サービス対策世帯契約約款（以下「約款」といいます。）を定め、これに基づき放送サービスを提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、約款を変更することがあります。この場合、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。なお、当社は、変更後の約款及びその効力発生時期を、所定のWEBサイトその他相当の方法で周知するものとし、変更後の約款は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとし

(用語の定義)

第3条 約款において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

	用語	用語の意味
1	有線テレビジョン放送施設	<u>当社</u> が有線テレビジョン放送を行なう為の機械、器具、電線その他の電气的設備
2	放送サービス	有線テレビジョン放送施設を利用して映像、音響及び符号等を送信すること
3	加入契約	<u>当社</u> から放送サービスを受ける為の契約
4	加入申込	加入契約の申込
5	加入申込者	加入申込を <u>する</u> 者
6	加入者	<u>当社</u> と加入契約を締結した者
7	代理店	<u>当社</u> と代理店契約を締結し、加入契約の取次、宅内設備の工事及び保守等を行う者
8	引込設備	加入者が放送サービスを受信する為、有線テレビジョン放送施設に接続された引込点から加入者宅の <u>光放送端末又は</u> 光接続箱までに設置された引込線及び機器
9	宅内設備	加入者が放送サービスを受信する為、加入者宅の <u>光放送端末又は光接続箱</u> の出力端子から受信機までに設置された

10	光放送端末	会社が貸与し、放送サービスを受信するために光信号を電気信号に変換する装置（V-ONU）
11	受信機	加入者宅内のテレビ受像機及びFM受信機
12	同時再放送	放送事業者のテレビジョン放送（多重放送を含む）を受信し、その全ての放送番組に変更を加えないで同時に再放送をする有線テレビジョン放送
13	接続者	会社の施設により電波障害対策を受けている建物及び会社の導入済みマンション等にお住まいで、一般放送のみのサービスを受けている者
14	対策世帯	地形又は工作物建設等の原因で地上アナログ放送の電波障害が生じた地域（対象地域）内にある電波障害対策をした戸建住宅世帯および会社
15	消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法の規定に基づき課税される地方消費税の額

<追加>

第2章 加入契約

（加入者の単位）

世帯又は各企業ごとに加入契約を締結するものとします。<2項より移動>

第4条 加入契約は引込線1回線ごとに締結するものとします。

2 世帯又は各企業ごとに加入契約を締結するものとします。

（加入申込の方法）

第5条 加入申込をするときは、この約款をご承認の上、所定の書面もしくは電子的手段にて会社又は代理店に提出していただきます。

- (1) 加入申込者の氏名、住所、放送サービスを受ける受信機の台数、利用を希望する放送サービスの種類等所定の事項を記入した加入申込書

<追加>

		宅内線、受信機
10	光放送端末	当社が貸与し、放送サービスを受信するために光信号を電気信号に変換する装置（V-ONU）
11	受信機	加入者宅内のテレビ受像機及びFM受信機
12	同時再放送	放送事業者のテレビジョン放送（多重放送を含む）を受信し、その全ての放送番組に変更を加えないで同時に再放送をする有線テレビジョン放送
13	接続者	当社の施設により電波障害対策を受けている建物及び当社の導入済みマンション等にお住まいで、一般放送のみのサービスを受けている者
14	対策世帯	地形又は工作物建設等の原因で地上アナログ放送の電波障害が生じた地域（対象地域）内にある電波障害対策をした戸建住宅世帯および会社
15	消費税相当額	消費税及び地方消費税に相当する金額（法令の改正により消費税率に変更があった場合には、約款に別途規定がある場合を除き、変更後の税率に従った消費税及び地方消費税の金額。）

（サービスの提供区域）

第4条 当社は、行政区画、その地域の社会的経済的諸条件、デジタル放送サービスの需要と供給の見込み等を考慮してデジタル放送サービス提供区域を設定します。

2 前項の提供区域の設定により、提供する放送サービスの内容が、区域によって異なる場合があります。

第2章 加入契約等

（加入契約の単位）

第5条 世帯又は法人ごとに加入契約を締結するものとします。

2 加入契約は、引込線1回線ごとに締結するものとします。

<1項に移動>

（加入申込の方法）

第6条 加入申込者は、約款を承諾の上、当社又は代理店に対し、以下の各号に定める事項を当社指定の加入申込書へ記入し、提出するものとします。

- (1) 加入申込者の氏名、住所、電話番号等の事項。
(2) 第15条（放送サービスの種類）に規定されるもののうち、利用を希望する放送サービスの種類。
(3) その他サービス提供に必要な事項。

<追加>

<追加>

<追加>

<追加>

(加入申込の承諾)

加入契約は、会社が加入申込を審査し、承諾したときに成立するものとします。

<2項から移動>

第6条 会社は、前条の定めにかかわらず、次の場合には加入申込を承諾しないことがあります。

(1) 加入申込について、引込設備及び宅内設備の設置又は保守することが技術上著しく困難な場合。

(2) 加入申込について、引込設備の設置又は保守することが著しく多額の費用を要する場合。

(3) 加入申込者が放送サービスの料金又は工事費の支払いを怠る恐れがある場合。

(4) その他放送サービスに関する会社の業務の遂行上著しい支障がある場合。

(5) 加入者が、会社の提供する放送サービスを、業務等で不特定若しくは多数の者が視聴できるように使用し、

又は同時送信若しくは再分配で使用することを目的とする場合等の世帯視聴目的以外で使用する場合。

<追加>

2 加入契約は、会社が加入申込を審査し、承諾したときに成立するものとします。

<追加>

<追加>

<追加>

(解約) <8章34条から移動>

加入者は、加入契約を解約しようとする場合、解約を希望する日の30日以前に会社に届け出るものとします。

2 本契約は1度限りの契約とし、再加入はできないものとします。解約後は会社が定めるデジタル放送サービス契約約款に準じた放送サービスに加入することができるものとします。

3 前項による解約の場合、会社は、会社に帰する契約者回線に係る電気通信設備等の資産等を撤去いたします。

2 前項の申込手続は、当社が指定する電磁的手段でも行うことができるものとします。

3 加入申込者が、未成年者、成年被後見人、成年保佐人又は成年補助人の場合、それぞれ法定代理人、後見人、保佐人又は補助人の同意が必要となります。

4 当社は、年齢確認等を目的とし、身分証の提示を求める場合があります、加入申込者は、これに応じる義務があります。

5 本放送サービスの新たな加入申込の受付は2023年4月28日時点で終了しております。

(加入申込の承諾)

第7条 加入契約は、当社がこれを審査し、承諾した場合に限り、成立します。

3 当社は、次の場合には加入申込を、承諾しないことがあります。

(1) 引込設備及び宅内設備を設置又は保守することが技術上著しく困難な場合。

(2) 引込設備を設置又は保守することに多額の費用を要する場合。

(3) 放送サービスの料金又は工事費の支払いを怠る恐れがある場合。

<6号で記載>

(4) 放送サービスを、業務利用等の不特定多数に対し、視聴させる目的で使用する恐れがある場合。

(5) 放送サービスを、分配工事等で加入申込者の世帯以外にも視聴させる目的で使用する恐れがある場合。

(6) その他約款上要請される事項の履行を怠る恐れや約款に違反する恐れがある場合。

<1項に移動>

3 当社は、加入契約が成立したときは、遅滞なく、放送法第150条の2第1項の書面(以下「契約書面」といいます。)を作成し、加入者に対し、交付するものとします。

4 当社は、加入者の承諾がある場合、契約書面の交付に代えて、放送法第150条の2第2項に定める情報通信の技術を利用する電子交付の方法により、加入者に対し、前項の事項を提供することができるものとします。

5 本条第3項における加入契約の成立時期は、25条(引込設備、宅内設備の設置工事)に規定する宅内工事が完了した日を契約成立日とします。

(解約)

第8条 加入者は、加入契約を解約する場合、当社に対し、解約を希望する日の30日前までに、当社の指定する方法により、届け出るものとします。

2 本契約は1度限りの契約とし、解約後再度の加入申込はできないものとします。

<同章10条1項と内容が重複するため削除>

ただし、撤去に伴い、契約者が所有、占有する敷地、構築物等の復旧を要する場合、契約者はその復旧に係る復旧費用を負担していただきます。

4 加入者は、契約を解約した時は、貸与した機器を別に会社の定める方法にて1ヶ月以内に会社に返還するものとします。なお、1ヶ月を過ぎて返却のない場合は、加入者は別表に定める損害賠償金を会社に支払うものとし、損害賠償金の支払いにより、当該機器の所有権は加入者に帰属します。

<追加>

(解除) <8章35条から移動>

<追加>

会社は、第15条(放送サービスの停止)の規定により放送サービスの提供を停止された加入契約について、加入者が尚その事実を解消しない場合、その加入契約を解除することがあります。

2 会社は、加入者が第15条(放送サービスの停止)1項各号のいずれかに該当する場合、その事実が会社の業務遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず直ちに加入契約を解除することがあります。

3 会社は、前2項により加入契約を解除しようとする場合、あらかじめ加入者にその旨を通知します。

4 会社は、会社又は加入者の責めに帰すべからざる事由により、サービス提供にかかる会社施設の変更を余儀なくされ、かつ代替構築が困難でサービスを提供できなくなる場合、加入契約を解除することがあります。この場合には、会社は、そのことを事前に加入者に通知するものとします。

5 共同住宅、集合住宅等の共聴施設によりサービスの提供を受けている加入者については、集合住宅契約が終了した場合、加入契約も当然に終了するものとします。この場合には、会社は、そのことを事前に加入者に通知するものとします。

6 会社は、会社の従業員及び利害関係者に対する加入者の要求が妥当性を欠くと判断した場合や、加入者の要求を実現するための手段及び態様が社会通念上不相当であると判断した場合、会社が書面等でその行為の解消を求める通知を行っても相当期間内に解消しないときに、加入契約を解除することがあります。

<追加>

<追加>

7 会社は、前6項により加入契約を解除しようとする場合、あらかじめ加入者にその旨を通知します。ただし、会社の業務の遂行上著しい支障がある場合には、催告をしないで、サービスの提供を停止すること、また、催告をしないで直ちに停止し、その加入契約を解除することがあります。

<追加>

<追加>

8 加入者は、契約が解除されたときは貸与した機器を別に会社の定める方法にて1ヶ月

<同章10条3項に移動>

3 第1項の場合、第10条(契約終了時の処置)の規定に準じて取り扱うものとします。

(当社による加入契約の解除)

第9条 当社は、次の各号のいずれか一つに該当した場合、加入契約を解除することがあります。

(1) 第23条(放送サービスの停止)の規定により放送サービスの利用を停止された加入契約について、加入者が、相当期間内に、その事実を解消しない場合。

<2項に移動>

<2項に移動>

(2) 当社又は加入者の責に帰すべからざる事由により、サービス提供にかかる当社施設の変更を余儀なくされ、かつ、代替構築が困難でサービスの継続ができない場合。

<現在、共同住宅、集合住宅向けの提供をしていないため削除>

(3) 当社が、当社の従業員及び利害関係者に対する加入者の要求が妥当性を欠く又は加入者の要求を実現するための手段又は態様が社会通念上不相当であると判断し、加入者に対し、書面等でその行為の是正を求める通知を行ったにもかかわらず、相当期間内に当該行為の是正をしない場合。

(4) その他当社が当社業務に著しい支障を及ぼすと判断した場合。

(5) 第24条(設置機器)の8項又は9項に該当する場合。

2 当社は、前項により加入契約を解除する場合、加入者に対し、事前にその旨を通知します。但し、当社の業務の遂行上著しい支障がある場合には、通知をせず、サービスの提供を停止した上、加入契約を解除することがあります。

3 本契約は1度限りの契約とし、解除後の再度の加入契約はできないものとします。

4 加入契約を解除した場合、第10条(契約終了時の処置)の規定に準じて取り扱うものとします。

<同章10条3項と内容が重複するため削除>

以内に 会社に返還するものとします。なお、1ヶ月を過ぎて返却のない場合は、加入者は別表に定める損害賠償金を会社に支払うものとし、損害賠償金の支払いにより、当該機器の所有権は加入者に帰属します。

(契約終了時の処置) <8章 36条から移動>

会社は、解約又は解除により加入契約が終了する場合、引込設備、光放送端末を撤去するものとし、撤去に伴い加入者が所有又は占有する家屋、敷地、構築物などの復旧を要する場合、その費用は加入者が負担するものとします。

また、引込設備、光放送端末の撤去に要する別途会社が定める費用は、加入者の負担となります。

加入者は、契約を解約した時は、貸与した機器を別に会社の定める方法にて1ヶ月以内に 会社に返還するものとします。なお、1ヶ月を過ぎて返却のない場合は、加入者は別表に定める損害賠償金を会社に支払うものとし、損害賠償金の支払いにより、当該機器の所有権は加入者に帰属します。 <8章 34条 4項から移動>

2 加入者は、解約又は解除により加入契約が終了する場合、終了の日までに発生した料金その他の債務を加入契約の終了の日を支払うものとします。

3 会社は、解約又は解除により加入契約が終了する場合であっても、加入契約料金は返還しないものとします。

(加入申込書記載事項の変更)

第7条 加入者は、その氏名、名称の変更、住所の表示変更、金融機関口座の変更、支払方法の変更等加入申込書記載事項に変更のある場合、速やかに会社に届け出るものとします。

2 加入者は、前項の場合、別途会社の定める規定により変更を要する費用をお支払いいただきます。

(放送サービスの変更) <3章 11条から移動>

加入者は、会社が提供する放送サービスを変更することができます。ただし、本契約は1度限りの契約とし、再加入はできないものとします。

2 放送サービスの変更手続きに要する別途会社が定める費用は、加入者の負担となります。

(権利の譲渡) <7章 28条から移動>

会社は、加入者の加入契約上の権利の譲渡を禁止します。但し、加入者が正当な事由をもってあらかじめ会社に届け出、会社がこれを認めた場合には、この限りではありません。

2 前項により、権利の譲渡があった場合、譲受人(新加入者)は、譲渡人(旧加入者)の総ての義務を継承するものとします。

(契約終了時の処置)

第10条 当社は、解約又は解除により加入契約が終了する場合、引込設備及び光放送端末等の機器を撤去するものとし、撤去に伴い加入者が所有又は占有する家屋、敷地、構築物等の復旧を要する場合、その費用は加入者が負担するものとします。

2 加入者は、前項の撤去について、当社に対し、料金表に定める費用を支払うものとします。

3 加入者は、解約又は解除により加入契約が終了する場合、当社から貸与されている機器を別途当社の定める方法により返還するものとします。返還の期限は、当社が別に定める日を起点として1か月以内とし、期限を過ぎても返還がない場合、加入者は、当社に対し、料金表に定める損害賠償金を支払うものとします。なお、損害賠償金の支払いをもって、その機器の所有権は加入者に帰属します。

4 加入者は、解約又は解除により加入契約が終了する場合、当社に対し、料金表に定める解約費、解除料及び加入契約から発生した料金その他の債務を、当社が指定する方法によって、当社が指定する期日までに、支払うものとします。

5 加入者は、解約又は解除により加入契約が終了する場合、加入契約料金が返還されないことを承諾するものとします。

(届け出事項の変更)

第11条 加入者は、その氏名又は名称の変更、住所の表示変更、金融機関口座の変更、支払方法の変更等加入申込時に当社に通知した内容に変更がある場合、当社に対し、当社の指定する方法によって、速やかに届け出るものとします。

2 加入者は、当社に対し、別途当社の定める変更を要する費用を支払うものとします。

(放送サービスの変更)

第12条 加入者は、当社が提供する放送サービスを変更することができます。但し、本契約は1度限りの契約とし、再加入はできないものとします。

2 放送サービスの変更手続きに要する別途当社が定める費用は、加入者の負担となります。

(権利譲渡の禁止)

第13条 加入者は、加入契約から生じた契約上の地位及び権利義務の全部又は一部を譲渡できません。但し、加入者が、当社に対し、正当な事由に基づき、事前に届出をし、当社が、これを承諾した場合には、この限りではありません。

2 前項により、契約上の地位又は権利義務の譲渡があった場合、譲受人(新加入者)は、譲渡人(旧加入者)の全ての義務を継承するものとします。

(地位の継承) <7章 29条から移動>

相続又は法人の合併により加入者の地位の継承があった場合には、相続人又は合併後の存続法人もしくは合併により設立された法人は、これを証明する書類を添えて速やかに会社に届け出ていただきます。

2 前項の場合、相続人が2人以上あるときは、その内の1人を会社に対する代表者として届け出ていただきます。

3 権利の譲渡又は地位の継承に伴い、光放送端末の設置場所の変更を行う場合、第18条(設備の設置場所の変更)を準用します。

第3章 放送サービスの内容

(放送サービスの種類)

第8条 会社は、定められた業務区域内で次の放送サービスを提供します。

(1) 地上デジタルテレビジョン放送、ラジオ放送(FM及びデジタル放送)及びデジタルデータ放送の各同時再放送及び会社による自主放送サービス。

(放送サービスの利用)

第9条 コース変更手続に要する別途会社が定める費用は加入者の負担となります。

<追加>

<追加>

(最低利用期間)

<追加>

第10条 この放送サービスは、それぞれ最低1ヶ月間利用していただきます。

<追加>

<追加>

(放送サービスの変更)

(地位の継承)

第14条 相続又は法人の合併等により加入者の地位の継承があった場合には、相続人、合併等後の存続法人又は合併等により設立された法人は、当社に対し、地位の承継があったことを証明する書類を添えて、速やかに届け出るものとします。

2 相続人が2人以上のときは、そのうちの1人が、当社に対し、自身のみが加入契約に関する地位の承継をしたことを証明する書類又は他の相続人全員からの委任状を届け出るものとします。

<削除>

第3章 放送サービスの内容等

(放送サービスの種類)

第15条 当社は、定められた業務区域内で次の放送サービスを提供します。

(1) 地上デジタルテレビジョン放送、ラジオ放送(FM及びデジタル放送)及びデジタルデータ放送の各同時再放送及び当社による自主放送サービス。

<コース変更ができないため削除>

(ケーブル緊急地震速報の利用)

第16条 ケーブル緊急地震速報の利用は、「ケーブル緊急地震速報利用規約」に定めるところによります。

(IP-VODの利用)

第17条 IP-VODの利用は、「IP-VODサービス「milplus(みるプラス)」加入契約約款」及び「IP-VODサービス利用規約」に定めるところによります。

(最低利用期間)

第18条 各放送サービスには、加入契約の最低利用期間(以下「最低利用期間」といいます。)があります。最低利用期間は、料金表に定めるところによります。

2 加入者は、料金表に最低利用期間の記載がない放送サービスであっても、サービスの提供を開始した日から起算して1か月間は利用することを承諾します。

3 加入者が、最低利用期間内に、加入契約の変更若しくは解約を行った場合又は当社が加入契約の解除を行った場合、加入者は、料金表に定める最低利用期間に関する解除料を支払うものとします。

4 加入者は、前項の解除料を、当社に対し、当社が指定する方法により、当社が指定する期日までに、一括で支払うものとします。

第11条 加入者は、会社が提供する放送サービスを変更することができます。ただし、本契約は1度限りの契約とし、再加入はできないものとします。

2 放送サービスの変更手続きに要する別途会社が定める費用は、加入者の負担となります。

(放送番組、放送内容の変更)

<追加>

第12条 会社は、次の場合、放送内容を予告無しに変更することがあります。

- (1) 天災事変その他の非常事態が発生した場合又は発生する恐れがある場合。
- (2) その他の事情により緊急に変更せざるを得ない場合。

(サービスの終了) <8章37条から移動>

社会情勢の変化、技術革新、設備更新、サービスの拡充に伴い、会社はサービスの一部を終了する場合があります。その場合は、あらかじめ相当な期間を置いて加入者に通知いたします。

第4章 放送サービスの休止等

(放送サービス利用の休止、再開)

第13条 加入者は、家屋の建て替え等やむをえない事由が発生した場合、会社に届け出て、第8条(放送サービスの種類)に定める放送サービスの利用を一定期間休止することができます。但し、この休止期間は、1日から末日までの1ヶ月を単位とし1回につき12ヶ月を限度とします。

2 休止期間の料金は、料金表に規定する金額とします。

3 停止した日の属する月及び再開した日の属する月の放送サービス基本料金は日割りによる計算はいたしません。

<追加>

(放送サービスの中断)

第14条 会社は、次の場合には放送サービスの提供を中断することがあります。

- (1) 有線テレビジョン放送施設及び引込設備の保守上又は工事上やむをえない場合。
- (2) 天災事変等の非常事態又は緊急事態等やむをえない事由が発生した場合。

2 会社は、放送サービスの提供を中断するときには、あらかじめそのことを加入者に通知します。但し、緊急事態等やむをえない場合にはこの限りではありません。

(放送サービスの停止)

<2章12条に移動>

(放送番組、放送内容の変更)

第19条 当社は、番組の追加、削除、変更を実施する場合があります。

2 当社は、次の場合、放送内容を、加入者に対し、予告することなく、変更することがあります。

- (1) 天災事変その他の非常事態が発生した場合又は発生する恐れがある場合。
- (2) その他の事情により緊急に変更せざるを得ない場合。

(サービスの終了)

第20条 当社は、社会情勢の変化、技術革新、設備更新、サービスの拡充に伴い、サービスの一部又は全部を終了する場合があります。その場合、加入者に対し、あらかじめ相当な期間をもって、通知します。

第4章 利用休止・中断及び利用停止

(放送サービス利用の休止、再開)

第21条 加入者は、家屋の建て替え等やむをえない事由が発生した場合、当社に対し、事前に届け出ることにより、第15条(放送サービスの種類)に定める放送サービスの利用を、一定期間休止することができます。但し、この休止期間は、1回につき12ヶ月を限度とします。

2 休止期間の料金は、料金表に規定する金額とします。

<削除>

3 休止期間終了時、休止前に利用していたサービスが、既に新規受付の停止や提供終了していた場合、そのサービスを利用することはできず、別のサービスを利用するものとします。

(放送サービスの中断)

第22条 当社は、次の場合、加入者に対する放送サービスの提供を中断することがあります。

- (1) 有線テレビジョン放送施設及び引込設備の保守上又は工事上やむをえない場合。
- (2) 天災事変等の非常事態又は緊急事態等やむをえない事由が発生した場合。

2 当社は、加入者に対する放送サービスの提供を中断するときは、加入者に対し、事前に通知します。但し、緊急事態等やむをえない場合、この限りではありません。

(放送サービスの停止)

第15条 会社は、加入者が次の各号のいずれかに該当する場合、放送を停止することがあります。但し、第1号に該当する場合の停止期間は、料金その他の債務をお支払いいただくまでとします。

(1)加入契約料金、利用料金、工事費、延滞金、その他この約款の規定によりお支払いいただくことになった債務（以下「債務」といいます）について支払期日を経過してもなお、お支払いいただけない場合。

(2)第30条（放送サービスの上映及び頒布の禁止）の規定に違反した場合。

<追加>

2 会社は、前項の規定により、放送サービスの提供を停止しようとするときは、あらかじめその理由、停止をしようとする日及び期間を加入者に連絡します。

第5章 工事及び保守

<追加>

<追加>

<追加>

<16条6項から移動>

加入者は光放送端末が必要とする電源の供給負担を承認するものとします。

<追加>

（不正利用の禁止）<8章31条から移動>

会社は、加入者が加入申込書に記載した以外の場所で光放送端末を接続してサービスの提供を受けることを不正利用として禁止します。

2 会社は、加入者が前項に違反した場合、その状況に応じた利用料金相当額を請求できるものとします。

<8章32条から移動>

（禁止事項）

会社から貸与されている光放送端末を、加入者が他人に貸与、質入れ、譲渡することを禁止します。

2 会社は、加入者が直接又は間接を問わず、光放送端末の本体及びコンピュータプログラムにつき、複製、改造、変造、解析などを行うことを禁止します。

第23条 当社は、加入者が次の各号のいずれかに該当する場合、加入者に対する放送サービスを停止することがあります。但し、第1号に該当する場合の停止期間は、加入者が、当社に対し、料金その他の債務の全額を支払うまでとします。

(1)加入契約料金、利用料金、工事費、延滞金、その他約款の規定により支払うことになった債務（以下「債務」といいます。）について支払期日を経過してもなお、加入者の支払いがない場合。

(2)第39条（放送サービスの上映及び頒布の禁止）の規定に違反した場合。

(3)前各号のほか、約款に違反する行為、放送サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の放送設備に著しい支障を与える又は与える恐れのある行為を行った場合。

2 当社は、前項の規定により、放送サービスの利用を停止するときは、加入者に対し、事前にその理由、停止する日及び期間を通知します。但し、緊急事態等やむをえない場合、この限りではありません。

第5章 工事及び保守

（設置機器）

第24条 当社は、光放送端末又は光接続箱等の機器を、加入者宅において設置し、加入者に対し、貸出します。（以下「設置機器」といいます。）。

2 加入者が、故意又は過失により、設置機器を破損又は紛失した場合、加入者は、当社に対し、料金表記載の損害賠償金を、支払うものとします。損害賠償金の支払いによって、その設置機器の所有権は、加入者に帰属します。

3 加入者は、当社が認める場合を除き、設置機器の交換を請求できません。但し、当社が認める場合の交換であっても、加入者は、当社に対し、交換手数料を払わなければならない場合があります。

4 加入者は、設置機器の利用で必要となる電源の供給及び費用負担につき、承諾するものとします。

5 加入者は、設置機器の設置について、加入者が所有又は占有する敷地及び構築物等を、必要最小限の範囲で、当社が無償で使用することを承諾するものとします。

6 加入者は、加入申込時に、当社に対し通知した利用場所以外で、設置機器の接続をしてはなりません。

7 加入者が、前項に違反し、当社又は第三者に損害を与えた場合、加入者は、当社又は第三者に対し、その損害（弁護士費用を含みますがこれに限られません。）の賠償をするものとします。

8 加入者は、第三者に対し、設置機器の貸出し、譲渡、質入れその他の処分等を行うことはできません。

9 加入者は、直接又は間接を問わず、設置機器の本体及びコンピュータプログラムにつき、複製、改造、変造、解析等をしてはなりません。

3 会社は、加入者が第1項又は第2項に違反したと認めた場合、本契約を解除し、光放送端末の返還請求が出来るものとし、この場合、加入者は会社からの返還請求日より起算し、10日以内に返却する義務を負います。尚、会社は不正受信者に損害賠償の請求が出来るものとし、また、期間を経過して光放送端末の返却がない場合は、これらの代金相当額を請求出来るものとし、

(引込設備、宅内設備の設置工事)

第16条 会社は、会社から引込設備までを所有し、その設置工事及び必要に応じて自営柱の建柱、地下埋設等の特殊工事を行います。但し、引込設備の設置工事については、加入者がその設置に関する別表記載の費用を負担するものとし、

2 前項にかかわらず、共同住宅などの共同利用施設により放送サービスの提供を受けている加入者の負担する工事費については、別途協議するものとし、

3 宅内工事は、会社指定の業者で実施するものとし、また、宅内工事は会社の指定する工法及び使用機器によるものとし、

4 加入者は、会社に無断で引込設備、宅内設備の改変、補修、増設及び機器などを接続する工事はできません。

<追加>

5 加入者は、宅内設備の維持管理を行うものとし、会社は、有線テレビジョン放送施設及び引込設備の維持管理を行うものとし、

6 加入者は光放送端末が必要とする電源の供給負担を承認するものとし、

<追加>

(引込設備、宅内設備の故障等)

第17条 加入者は、放送サービスが受信できなくなったときには、会社又は代理店に点検の請求をするものとし、

2 点検の結果、有線テレビジョン放送施設、引込設備は、会社が会社の負担でその故障設備を修理します。宅内設備及び受信機に故障がある場合には、出張費用及びその設備の修理に要する費用は加入者の負担となります。

3 前項の規定にかかわらず、加入者の故意又は過失により、有線テレビジョン放送施設、引込設備、光放送端末が滅失、破損した場合には、その設備の修理等に要する費用は加入者の負担となります。なお、加入者が故意又は過失により光放送端末を破損して修理が困難な場合又は紛失した場合には、加入者はその損害分として、別表記載の損害賠償金を会社に支払うものとし、損害賠償金の支払いにより、当該機器の所有権は加入者に帰属します。

(設備の設置場所の変更)

第18条 加入者は、同一家屋内においてのみ光放送端末の設置場所の変更が出来るもの

10 当社は、加入者が、本条8項又は9項に違反した場合、本契約を解除し、加入者に対し、設置機器の返還請求をすることができるものとし、この場合、加入者は、当社から返還請求を受けた日から起算し、10日以内に返却する義務を負います。期間を経過しても設置機器等の返却がなされない場合、当社は、加入者に対し、これら設置機器の料金表記載の損害賠償金を請求できるものとし、

(引込設備、宅内設備の設置工事)

第25条 当社は、当社から引込設備までの各設備を所有し、その設置工事及び必要に応じて自営柱の建柱、地下埋設等の特殊工事を行います。但し、引込設備の設置工事については、加入者が、その設置に関する料金表記載の費用を負担するものとし、

<削除>

2 宅内工事は、当社指定の業者で実施するものとし、また、当社の指定する工法及び使用機器によるものとし、またその工事費については、加入者が、料金表記載の費用を負担するものとし、

3 加入者は、当社に無断で引込設備、宅内設備の改変、補修、増設及び機器などを接続する工事はできません。

4 前項に違反し、当社又は第三者が損害を被った場合、加入者は、その損害(弁護士費用を含みますがこれに限られません。)を賠償する義務を負うものとし、

5 加入者は、宅内設備の維持管理を行うものとし、当社は、有線テレビジョン放送施設及び引込設備の維持管理を行うものとし、

<同章24条4項に移動>

6 有線テレビジョン放送施設側の改修、電柱又は道路所有者への工事の許諾申請等により引込工事までに時間を要する場合があります。

(引込設備、宅内設備の故障等)

第26条 加入者は、放送サービスが受信できなくなった場合、当社又は代理店に対し、点検の請求をするものとし、

2 前項の点検の結果、有線テレビジョン放送施設、引込設備、設置機器に故障がある場合には、当社の負担でその故障設備を修理します。宅内設備に故障がある場合には、出張費用及びその設備の修理に要する費用は加入者の負担となります。

3 第2項の規定にかかわらず、加入者の故意又は過失により、有線テレビジョン放送施設、引込設備、設置機器を破損した場合、その設備の修理等に要する費用は、加入者の負担となります。なお、加入者が、故意又は過失により、設置機器を破損して修理が困難な場合又は紛失した場合、加入者は、当社に対し、料金表記載の損害賠償金を当社に支払うものとし、損害賠償金の支払いにより、その設置機器の所有権は、加入者に帰属します。

(設備の設置場所の変更)

第27条 加入者は、同一家屋内においてのみ設置機器の設置場所の変更が出来るもの

とします。但し、宅内工事は原則として会社指定の業者に実施させるものとします。
2 加入者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、事前に会社に届け出て光放送端末の設置場所を変更することが出来ます。但し、第6条（加入申込の承諾）1項第1号及び第2号に該当する場合には、この限りではありません。

(1) 改築・増築等同一家屋内又は同一敷地内で設置場所を変更するときで、新たに引込工事を必要とする場合。

(2) 会社の業務区域内における住居の変更等により、設置場所を変更する場合。

<追加>

<追加>

3 光放送端末の設置場所変更に伴う引込工事、宅内工事及び特殊工事の費用負担並びに工事の分担については第16条（引込設備、宅内設備の設置工事）によるものとします。また、引込設備及び光放送端末の撤去に要する別途会社が定める費用は加入者の負担となります。

（設置場所の無償使用等）

第19条 会社は、引込設備及び自営柱等の特殊設備の設置に関し、加入者が所有又は占有する敷地及び構築物等を加入者の承諾の上、必要最小限において無償で使用出来るものとします。

2 加入者は、会社及び会社の指定する者が、引込設備、特殊設備の設置、検査、修理、撤去及び復旧を行う為に、加入者が所有又は占有する敷地、家屋及び構築物の出入りについて協力を求めた場合、これに便宜を供するものとします。

3 加入者は、前2項に関して地主、家主、管理組合、その他の利害関係者があるときは、その責任であらかじめ必要な承諾を得ておくものとします。

第6章 料金等

（加入契約料金）

第20条 加入者は、加入契約1件あたり別表記載の加入契約料金をお支払いいただきます。

<追加>

（利用料金）

第21条 加入者は、放送サービスの利用に際し、第8条（放送サービスの種類）に定めるすべての放送サービスの利用料金を、別表記載のとおりお支払いいただきます。

2 放送法に基づくNHKの受信料は加入契約料金及び基本利用料金の中には含まれませんので、加入者は別途NHKと受信契約を結び、受信料を支払わなければなりません。

3 会社は、加入促進により第8条（放送サービスの種類）の放送サービスを行うため、

とします。但し、宅内工事は、当社指定の業者が実施します。

2 加入者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、引込設備、宅内設備又は設置機器の設置場所の変更を希望する場合、当社に対し、事前に届け出るものとします。

(1) 改築・増築等同一家屋内又は同一敷地内で設置場所を変更するときで、新たに引込工事を必要とする場合。

(2) 当社の業務区域内における住居の変更等により、設置場所を変更する場合。

3 前項2号の場合、契約の内容に関わる形態の変更又は制限がある場合があります。

4 第1項及び2項の場合、当社は、第7条（加入申込の承諾）の規定に準じて取り扱うものとし、当社が承諾した場合、加入者は引込設備、宅内設備又は設置機器の設置場所の変更ができるものとします。

5 引込設備、宅内設備又は設置機器の設置場所変更に伴う引込又は宅内工事の費用負担や工事分担は、第25条（引込設備、宅内設備の設置工事）によるものとします。また、引込設備や設置機器等の撤去に要する別途当社が定める費用は、加入者の負担となります。

（設置場所の無償使用等）

第28条 加入者は、当社が、引込設備及び自営柱等の特殊設備の設置に関し、加入者の所有又は占有する敷地及び構築物等を、必要最小限の範囲で、無償で使用することを承諾するものとします。

2 加入者は、当社及び当社の指定する者が、引込設備及び自営柱等の特殊設備の設置、検査、修理、撤去及び復旧を行う為に、加入者が所有又は占有する敷地、家屋及び構築物への出入りが必要な場合、これを承諾するものとします。

3 加入者は、第1項及び2項に関して地主、家主、管理組合、その他の利害関係者が存在するときは、その責任であらかじめ必要な承諾を得ておくものとします。

第6章 料金等

（料金等）

第29条 当社は、加入契約料金、事務手数料金、利用料金、工事費、解約費、解除費、機器紛失時の損害賠償金、延滞金及びその他債務（以下、総称して料金等といいます。）を定め、加入者は、当社に対し、対象となる料金等を支払うものとします。

2 当社は、放送サービスの加入促進のため料金等を割引くことがあります。

（利用料金）

第30条 加入者は、第15条（放送サービスの種類）に定める放送サービスの利用に際し、当社に対し、料金表記載の利用料金を支払うものとします。

2 放送法に基づくNHKの受信料は、加入契約料金及び基本利用料金の中には含まれませんので、加入者は、別途NHKと受信契約を結び、受信料を支払わなければなりません。

3 当社は、第15条（放送サービスの種類）の放送サービスを行うため、地域、期間及び

地域及び期間並びに放送サービスの種類を限定した基本利用料金を設定する場合があります。

4 社会情勢の変化・提供するサービス内容の拡充に伴い、会社は利用料金の改定をすることがあります。その場合は改定月の1ヶ月前までに加入者に通知いたします。

(利用料金の計算) <同章 23 条から移動>

基本利用料金は、放送サービスを受け始めた月は、1日から末日までの1ヶ月を単位として計算し、利用期間により1ヶ月に満たない場合には、日割り計算によりお支払いいただきます。それ以降は、1日から末日までの1ヶ月を単位として計算します。

2 前項において、サービスの変更または休止若しくは再開があった場合には、変更後のサービス料金をお支払いいただきます。ただし、月の途中での変更の場合には、それぞれの料金を日割り計算によりお支払いいただきます。

(利用料金等の請求及び支払) <同条 24 条から移動>

会社は、加入契約締結時に加入契約料金を請求するものとし、利用料金の内、第8条(放送サービスの種類)に定める放送サービスの利用料金は翌月に請求するものとします。

2 会社は、加入契約料金、引込工事及び特殊工事の費用、第25条(延滞金)に定める延滞金その他の債務が発生した場合、これを前項の利用料金に合算して加入者に請求します。

3 加入者は、前2項に定める利用料金等を加入申込書記載の指定期日に、会社が認めた金融機関口座およびクレジットカード会社から支払うものとします。

<追加>

4 会社は、加入者に対し、原則として請求書、領収書の発行を行わないものとします。ただし、加入者が請求書及び領収書の発行を求めた場合はこの限りではありません。会社は、加入者が利用明細紙面通知の発行を求める場合、1通につき料金表に定める費用を請求します。

(料金等の減免)

第22条 会社が第17条(引込設備、宅内設備の故障等)の事由により第8条(放送サービスの種類)に定めるすべての放送サービスを、加入者が点検の請求を会社又は代理店に申し出てから1日から末日までの1ヶ月の中で継続して10日以上行わなかった場合には、第8条(放送サービスの種類)に定めるすべての放送サービスのその月の利用料金は無料とします。

2 会社は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、料金又は工事に関する費用を徴収することが適当ではないと判断したときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免(減額または免除)することがあり

放送サービスの種類を限定した基本利用料金を設定する場合があります。

4 社会情勢の変化・提供するサービス内容の拡充等に伴い、当社は、利用料金の改定をすることがあります。その場合、当社は、加入者に対し、改定月の1か月前までに、所定のWEBサイトその他相当の方法により、通知いたします。

(利用料金の計算)

第31条 当社は、加入者の放送サービスの月額基本利用料金を1日から末日までの1か月単位で計算します。但し、放送サービスの利用を開始した月の利用期間が1か月に満たない場合、日割り計算を行います。

2 加入者は、前項において、サービスの変更又は休止若しくは再開があった場合、変更後のサービス料金を支払うものとします。但し、月の途中での変更の場合には、それぞれの料金を日割り計算により支払うものとします。

(利用料金等の請求及び支払)

第32条 当社は、加入者に対し、第31条(利用料金の計算)で計算された利用料金のうち、第15条(放送サービスの種類)に定める放送サービスの利用料金は、利用した月の翌月に請求するものとします。

2 当社は、加入契約料金、事務手数料金、工事費、解約費、解除料、設置機器の損害賠償金、延滞金等その他の債務が加入契約に基づき発生した場合、加入者に対し、これを前項の利用料金に合算して請求するものとします。

3 加入者は、当社に対し、第1項及び2項に定める料金等を、当社が指定した期日までに、当社が指定する金融機関の口座振替又はクレジットカード払いの方法により支払うものとします。

4 当社は、加入者に対し、第3項に定める以外の支払方法を認める場合があります。その場合の支払いに要する手数料は、加入者の負担とします。

5 当社は、原則として加入者に対し、請求書、領収書、利用明細紙面通知の発行を行わないものとします。但し、加入者が請求書、領収書の発行を求めた場合、この限りではありません。当社は、加入者が利用明細紙面通知の発行を求める場合、加入者に対し、1通につき料金表に定める費用を請求するものとします。

(料金等の減免)

第33条 当社が、第26条(引込設備、宅内設備の故障等)2項の事由によって、第15条(放送サービスの種類)に定めるすべての放送サービスを、加入者が点検の請求を当社又は代理店に対し申し出た日が属する月の中で継続して10日以上行わなかった場合には、第15条(放送サービスの種類)に定めるすべての放送サービスのその月の利用料金は無料とします。

2 当社は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合、料金又は工事に関する費用を徴収することが適当ではないと判断したときは、約款の規定にかかわらず、一時的に、加入者の料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

ます。災害が発生した場合においても同様です。

2 会社は、料金等を減免（減額または免除）したときは、その旨を、関係の放送サービス取扱所に掲示する等の方法により周知するものとします。

（利用料金の計算）

第23条 基本利用料金は、放送サービスを受け始めた月は、1日から末日までの1ヶ月を単位として計算し、利用期間により1ヶ月に満たない場合には、日割り計算によりお支払いいただきます。それ以降は、1日から末日までの1ヶ月を単位として計算します。

2 前項において、サービスの変更または休止若しくは再開があった場合には、変更後のサービス料金をお支払いいただきます。ただし、月の途中での変更の場合には、それぞれの料金を日割り計算によりお支払いいただきます。

（利用料金等の請求及び支払）

第24条 会社は、加入契約締結時に加入契約料金を請求するものとし、利用料金の内、第8条（放送サービスの種類）に定める放送サービスの利用料金は翌月に請求するものとします。

2 会社は、加入契約料金、引込工事及び特殊工事の費用、第25条（延滞金）に定める延滞金その他の債務が発生した場合、これを前項の利用料金に合算して加入者に請求します。

3 加入者は、前2項に定める利用料金等を加入申込書記載の指定期日に、会社が認めた金融機関口座およびクレジットカード会社から支払うものとします。

4 会社は、加入者に対し、原則として請求書、領収書の発行を行わないものとします。ただし、加入者が請求書及び領収書の発行を求めた場合はこの限りではありません。会社は、加入者が利用明細紙面通知の発行を求める場合、1通につき料金表に定める費用を請求します。

（延滞金）

第25条 加入者は、加入契約料金、利用料金、工事費その他の債務を延滞した場合、支払い期日の翌日から支払いの日までの期間に応じて、年利14.6%の延滞金を会社に支払うものとします。

（消費税相当額の加算）

第26条 会社は、料金その他のお支払について、歴月に従って発生した料金等に、消費税相当額を加算して計算します。ただし、延滞金に相当するものは、消費税相当額を加算しません。

2 別表に記載してあります税抜額に基づき計算した合計額と、実際のご請求金額が異なる場合があります。

（端数処理）

第27条 会社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた

3 当社は、料金等を減免したときは、加入者に対し、その旨を、所定のWEBサイトへの掲載又はその他相当な方法により、加入者に周知するものとします。

<同章31条に移動>

<同章31条に移動>

（延滞金）

第34条 加入者は、料金等の債務を延滞した場合、当社に対し、延滞した債務の支払いに加え、支払期日の翌日から債務を全額弁済する日まで、年利14.6%の延滞金を支払うものとします。

（消費税相当額の加算）

第35条 当社は、料金その他のお支払について、歴月に従って発生した料金等に、消費税相当額を加算して計算します。但し、延滞金に相当するものは、消費税相当額を加算しません。

2 消費税の加算により、料金表記載の税抜額に基づき計算した合計額と、実際の請求金額が異なる場合があります。

（端数処理）

第36条 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場

場合は、その端数を切り捨てます。

第7章 権利の譲渡及び地位の継承

(権利の譲渡)

第28条 会社は、加入者の加入契約上の権利の譲渡を禁止します。但し、加入者が正当な事由をもってあらかじめ会社に届け出、会社がこれを認めた場合には、この限りではありません。

2 前項により、権利の譲渡があった場合、譲受人（新加入者）は、譲渡人（旧加入者）の総ての義務を継承するものとします。

(地位の継承)

第29条 相続又は法人の合併により加入者の地位の継承があった場合には、相続人又は合併後の存続法人もしくは合併により設立された法人は、これを証明する書類を添えて速やかに会社に届け出ていただきます。

2 前項の場合、相続人が2人以上あるときは、その内の1人を会社に対する代表者として届け出ていただきます。

3 権利の譲渡又は地位の継承に伴い、光放送端末の設置場所の変更を行う場合、第18条（設備の設置場所の変更）を準用します。

8章 雑則から分離

(損害賠償) <8章33条から移動>

会社及び加入者は、その責に帰すべき事由により相手方に損害を与えた場合には、その損害を賠償するものとします。

<追加>

<追加>

<8章33条2項から移動>

2 前項にかかわらず会社は、番組内容の変更、放送サービスの休止、停止、中断等により加入者に損害が生じた場合であっても、会社に故意又は重大な過失がある場合を除きその責任を負わないものとします。また、宅内設備及び受信機に起因する事故の場合も同様とします。

<追加>

第8章 雑則

(放送サービスの上映及び頒布の禁止)

合は、その端数を切り捨てます。

<2章に統合>

<2章13条に移動>

<2章14条に移動>

第7章 損害賠償等

(損害賠償)

第37条 当社及び加入者は、その責に帰すべき事由により、相手方に損害を与えた場合、その損害 (弁護士費用を含みますがこれに限られません。)を賠償するものとします。

(免責事項)

第38条 天災地変その他当社の責に帰さない事由等により、サービスの提供の中止を余儀なくされた場合、当社は、その責任を負わないものとします。

2 当社は、番組内容の変更、放送サービスの休止、停止、中断等により、加入者に損害が生じた場合であっても、当社に故意又は重大な過失がある場合を除き、その責任を負わないものとします。

3 当社は、加入者の登録情報に含まれるメールアドレスへの送信又は書面の郵送等その他相当な方法により、メンテナンス情報等のお知らせを通知するものとします。この場合、当社は、加入者の設定により受信されない場合であっても、加入者が、通常その到達すべき時に、通知内容を了知したとみなします。

第8章 雑則

(放送サービスの上映及び頒布の禁止)

第30条 会社は、加入契約の有効期間中はもとよりその終了後であっても、また、対価の有無にかかわらず、加入者が会社の放送サービスを公に上映すること又はその複製物等を頒布することを禁止します。

<追加>

(不正利用の禁止)

第31条 会社は、加入者が加入申込書に記載した以外の場所で光放送端末を接続してサービスの提供を受けることを不正利用として禁止します。

2 会社は、加入者が前項に違反した場合、その状況に応じた利用料金相当額を請求できるものとします。

(禁止事項)

第32条 会社から貸与されている光放送端末を、加入者が他人に貸与、質入れ、譲渡することを禁止します。

2 会社は、加入者が直接又は間接を問わず、光放送端末の本体及びコンピュータプログラムにつき、複製、改造、変造、解析などを行うことを禁止します。

3 会社は、加入者が第1項又は第2項に違反したと認めた場合、本契約を解除し、光放送端末の返還請求が出来るものとします。この場合、加入者は会社からの返還請求日より起算し、10日以内に返却する義務を負います。尚、会社は不正受信者に損害賠償の請求が出来るものとします。また、期間を経過して光放送端末の返却がない場合は、これらの代金相当額を請求出来るものとします。

(損害賠償)

第33条 会社及び加入者は、その責に帰すべき事由により相手方に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとします。

2 前項にかかわらず会社は、番組内容の変更、放送サービスの休止、停止、中断等により加入者に損害が生じた場合であっても、会社に故意又は重大な過失がある場合を除きその責任を負わないものとします。また、宅内設備及び受信機に起因する事故の場合も同様とします。

(解約)

第34条 加入者は、加入契約を解約しようとする場合、解約を希望する日の30日以前に

第39条 加入者は、加入契約の有効期間中はもとよりその終了後であっても、対価の有無にかかわらず、当社の放送サービスを公に上映すること又はその複製物等を頒布してはなりません。

(加入者の関係者による利用)

第40条 加入者が当該加入者の家族その他の者(以下「関係者」といいます。)に利用させる目的で、かつ当該関係者の放送サービスの利用に係る利用料金の負担に合意して加入契約を締結したときは、当該加入者は、当該関係者に対しても、加入者と同様に約款を遵守させる義務を負うものとします。

2 前項の場合、加入者は、約款に定める禁止事項のいずれかを行い又はその故意又は過失により当社又は第三者に損害を被らせた場合、当該関係者の行為を当該加入者の行為とみなして、約款の各条項が適用されるものとします。

<5章24条に移動>

<5章24条に移動>

<7章37条、38条に移動>

会社に届け出るものとし、

2 本契約は1度限りの契約とし、再加入はできないものとし、解約後は会社が定めるデジタル放送サービス契約約款に準じた放送サービスに加入することができるものとし、

3 前項による解約の場合、会社は、会社に帰する契約者回線に係る電気通信設備等の資産等を撤去いたします。ただし、撤去に伴い、契約者が所有、占有する敷地、構築物等の復旧を要する場合、契約者はその復旧に係る復旧費用を負担していただきます。

4 加入者は、契約を解約した時は、貸与した機器を別に会社の定める方法にて1ヶ月以内に会社に返還するものとし、なお、1ヶ月を過ぎて返却のない場合は、加入者は別表に定める損害賠償金を会社に支払うものとし、損害賠償金の支払いにより、当該機器の所有権は加入者に帰属します。

(解除)

第35条 会社は、第15条(放送サービスの停止)の規定により放送サービスの提供を停止された加入契約について、加入者が尚その事実を解消しない場合、その加入契約を解除することがあります。

2 会社は、加入者が第15条(放送サービスの停止)1項各号のいずれかに該当する場合、その事実が会社の業務遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず直ちに加入契約を解除することがあります。

3 会社は、前2項により加入契約を解除しようとする場合、あらかじめ加入者にその旨を通知します。

4 会社は、会社又は加入者の責めに帰すべからざる事由により、サービス提供にかかる会社施設の変更を余儀なくされ、かつ代替構築が困難でサービスを提供できなくなる場合、加入契約を解除することがあります。この場合には、会社は、そのことを事前に加入者に通知するものとし、

5 共同住宅、集合住宅等の共聴施設によりサービスの提供を受けている加入者については、集合住宅契約が終了した場合、加入契約も当然に終了するものとし、この場合には、会社は、そのことを事前に加入者に通知するものとし、

6 会社は、会社の従業員及び利害関係者に対する加入者の要求が妥当性を欠くと判断した場合や、加入者の要求を実現するための手段及び態様が社会通念上不相当であると判断した場合、会社が書面等でその行為の解消を求める通知を行っても相当期間内に解消しないときに、加入契約を解除することがあります。

7 会社は、前6項により加入契約を解除しようとする場合、あらかじめ加入者にその旨を通知します。ただし、会社の業務の遂行上著しい支障がある場合には、催告をしないで、サービスの提供を停止すること、また、催告をしないで直ちに停止し、その加入契約を解除することがあります。

8 加入者は、契約が解除されたときは貸与した機器を別に会社の定める方法にて1ヶ月以内に会社に返還するものとし、なお、1ヶ月を過ぎて返却のない場合は、加入者は別表に定める損害賠償金を会社に支払うものとし、損害賠償金の支払いにより、当該機器の所有権は加入者に帰属します。

[<2章8条に移動>](#)

[<2章9条に移動>](#)

(契約終了時の処置)

第36条 会社は、解約又は解除により加入契約が終了する場合、引込設備、光放送端末を撤去するものとし、撤去に伴い加入者が所有又は占有する家屋、敷地、構築物などの復旧を要する場合、その費用は加入者が負担するものとし、また、引込設備、光放送端末の撤去に要する別途会社が定める費用は、加入者の負担となります。

2 加入者は、解約又は解除により加入契約が終了する場合、終了の日までに発生した料金その他の債務を加入契約の終了の日を支払うものとし、

3 会社は、解約又は解除により加入契約が終了する場合であっても、加入契約料金は返還しないものとし、

(サービスの終了)

第37条 社会情勢の変化、技術革新、設備更新、サービスの拡充に伴い、会社はサービスの一部を終了する場合があります。その場合は、あらかじめ相当な期間を置いて加入者に通知いたします。

(個人情報の取扱い)

第38条 会社が別に定める「個人情報の取扱いについて」に準ずるものとし、

(視聴情報の収集)

第39条 会社は、第38条（個人情報の取扱い）の規定に基づき、視聴情報を収集できるものとし、

2 会社は、前項の規定に基づき、収集した視聴情報を視聴動向の分析に利用するものとし、

3 番組の視聴動向は、第三者へ開示することがあります。ただし、個人を特定できる情報の開示は行わないものとし、

<追加>

<2章10条に移動>

<3章20条に移動>

(個人情報の取扱い)

第41条 個人情報の取り扱いは、当社所定のWEBサイトで掲載する「個人情報の取扱いについて」に定めるものとし、

(視聴情報の収集)

第42条 当社は、第41条（個人情報の取扱い）の規定に基づき、加入者の視聴情報を収集できるものとし、

2 当社は、前項の規定に基づき、収集した視聴情報を視聴動向の分析に利用するものとし、

3 当社は、番組の視聴動向を、第三者に対し、開示することがあります。但し、個人を特定できる情報の開示は行わないものとし、

(カスタマーハラスメントについて)

第43条 カスタマーハラスメントについての対応は、当社所定のWEBサイトで掲載する「カスタマーハラスメント基本方針」に定めるものとし、

(反社会勢力の排除)

第44条 加入申込者及び加入者は、次のいずれにも該当しないこと、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約するものとし、

(1) 暴力団

(2) 暴力団及び暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者

(3) 暴力団準構成員

(4) 暴力団関係企業

(5) 総会屋等

<追加>

(6) 社会運動等標ぼうゴロ

(7) 特殊知能暴力集団等

(8) 前各号の共生者

(9) その他各全号に準ずる者

2 加入申込者及び加入者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確

約するものとします。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求

(3) 取引に関して、脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて当社の信用を毀損し、業務を妨害する行為

(5) その他各号に準ずる行為

3 次の各号のいずれかに該当し、放送サービスを提供することが不適切であると当社が認める場合、当社は責任

等を負うことなく、加入者の承諾又は催告なしに加入契約を解除することができるものとします。

(1) 加入者が第 1 項各号のいずれかに該当することが判明したとき

(2) 加入者が第 2 項各号のいずれかに該当する行為を行ったことが判明したとき

(3) 加入者が第 1 項又は第 2 項の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき

(4) 加入者が前 3 号に関する必要な調査等に応じない又は当該調査に対して虚偽の回答をしたとき

<追加>

(準拠法)

第45条 約款の成立、効力、解釈及び履行については、日本法に準拠するものとします。

<追加>

(関連法令の遵守)

第46条 当社は、約款に定める措置を講ずるに際しては、関連法令の定める範囲内で、適切な措置を講ずるものとします。

(協議事項)

第 40 条 本約款に定めのない事項又は本約款の解釈に疑義が生じた場合には、会社と加入者は誠意をもって協議の上、その解決にあたるものとします。

(協議事項)

第47条 約款に定めのない事項又は約款の解釈に疑義が生じた場合、当社及び加入者は、誠意をもって協議の上、その解決にあたるものとします。

<追加>

(合意管轄)

第48条 加入者と当社との間における一切の紛争については、当社の本店所在地を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

<附則から分離>

(特約)

第49条 当社は特に必要があるときには、約款に特約を付することができるものとしま

<追加>

付則

- 1 会社は特に必要があるときには、この約款に特約を付することができるものとします。
- 2 この約款は、2011年3月1日より施行します。
- 3 この約款は、2023年4月28日より施行します。
- 4 この約款は、2023年8月1日より施行します。
- 5 この約款は、2024年3月1日より施行します。
- 6 この約款は、2024年8月30日より施行します。
- 7 この約款は、2024年10月1日より施行します。
- 8 この約款は、2025年3月1日より施行します。
- 9 この約款は、2025年10月1日より施行します。
- 10 この約款は、2025年11月1日より施行します。

<追加>

クレジットカード支払いに関する特約

- 1 加入者は、加入者が支払うべき料金等を、会社が指定するクレジットカードで、クレジットカード会社の規約に基づいて支払うものとします
- 2 加入者は、加入者から会社に申し出をしない限り継続して前項と同様に支払うものとします。また、会社が、加入者が届け出たクレジットカードの発行カード会社の指示により、加入者が届け出たクレジットカード以外で会社が代金請求をした場合も、前項と同様に支払うものとします。
- 3 加入者は、会社に届け出たクレジットカード番号・有効期限に変更があった場合、遅滞なく会社にその旨を連絡するものとします。
- 4 会社は、加入者が指定したクレジットカードの会員資格を喪失した場合はもちろん、加入者の指定したクレジットカード会社の利用代金の支払い状況によっては、会社または加入者の指定したクレジットカード会社の判断により一方的に本手続きを解除できるものとします。

す。

附則

(約款施行前の手続の効力等)

- 1 約款施行前に、改正前の約款の規定により行った手続その他の行為は、約款中にこれに相当する規定があるときは、約款の規定に基づいて行ったものとみなします。
- 2 約款施行の際、現に改正前の約款の規定により提供している放送サービスは、約款中にこれに相当する規定があるときは、約款に基づいて提供しているものとみなします。

(約款施行後の経過措置)

- 1 約款施行の際、現に改正前の約款により提供している放送サービスの契約は、約款施行の日に、改正後の約款による契約へ移行したものとみなして取り扱います。
- 2 約款施行前に、改正前の約款の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった放送サービスの料金その他の債務については、なお、従前のおりとします。

(施行期日)

<8章49条に移動>

- 1 約款は、2011年3月1日より施行します。
- 2 約款は、2023年4月28日より施行します。
- 3 約款は、2023年8月1日より施行します。
- 4 約款は、2024年3月1日より施行します。
- 5 約款は、2024年8月30日より施行します。
- 6 約款は、2024年10月1日より施行します。
- 7 約款は、2025年3月1日より施行します。
- 8 約款は、2025年10月1日より施行します。
- 9 約款は、2025年11月1日より施行します。
- 10 約款は、2026年1月1日より施行します。

クレジットカード支払いに関する特約

- 1 加入者は、当社に対し、加入者が支払うべき料金等を、当社が指定するクレジットカードで、クレジットカード会社の規約に基づいて支払うことができます。
- 2 加入者は、当社に対し、申出をしない限り、継続して前項と同様の支払方法によるものとします。また、当社は、加入者が届け出たクレジットカードの発行カード会社の指示により、加入者が届け出たクレジットカード以外で代金請求をした場合も、前項と同様に支払うものとします。
- 3 加入者は、当社に届け出たクレジットカード番号・有効期限に変更があった場合、当社に対し、遅滞なくその旨を連絡するものとします。
- 4 加入者は、加入者が指定したクレジットカードの会員資格を喪失した場合はもちろん、加入者の指定したクレジットカード会社の利用代金の支払い状況によっては、当社又は加入者の指定したクレジットカード会社の判断により、一方的にクレジットカードによる支払いをすることができない場合があります。

料金表

通則

(料金表の適用)

1 個人契約における放送サービスのコース及び付加機能サービスの内容、並びにこれらに関する料金は、この料金表に規定します。又、工事に関する費用は会社が別に定めるところにより適用します。

(料金等の変更)

2 会社は、放送サービスに関する料金及び工事に関する費用を変更することがあります。この場合には、変更後の料金及び工事に関する費用によります。

<追加>

(1) 加入契約料金及び事務手数料料金、利用料金

加入契約料金	加入契約料金 35,000 円 (税込 38,500 円)
事務手数料料金	1 契約毎 3,000 円 (税込 3,300 円)
利用料金	1. 再送信利用料 月額利用料金 1,000 円 (税込 1,100 円) (上記料金には光放送端末の機器使用料を含みます) 2023 年 4 月 28 日時点で、新規受付は終了しております。 2025 年 11 月 1 日以降、IP-VOD サービス「milplus (みるプラス)」が付帯されます。「milplus (みるプラス)」には有料コンテンツがあり、別途月額利用料が発生する場合があります。 <u><追加></u> 2. サービス休止時の維持管理費用 月額利用料金 400 円 (税込 440 円) 3. 利用明細紙面通知 1 通につき 120 円 (税込 132 円)

(2) 工事費・手続き費等

① 工事費

料金表

通則

(料金表の適用)

1 個人契約における放送サービスのコースに関する料金は、この料金表に規定します。工事に関する費用は、当社が別途定めるところにより適用します。

(料金等の変更)

2 当社は、放送サービスに関する料金及び工事に関する費用を変更することがあります。この場合、放送サービスに関する料金及び工事に関する費用は、変更後の料金及び工事に関する費用によります。

(料金等の割引)

3 当社は、料金表に規定する料金につき、放送サービス加入促進を目的として、割引くことがあります。

4 加入者の都合により、サービスの全部又は一部を利用しない場合であっても、月額利用料の割引は、ありません。

(1) 加入契約料金及び事務手数料料金、利用料金

加入契約料金	加入契約料金 35,000 円 (税込 38,500 円)
事務手数料料金	1 契約毎 3,000 円 (税込 3,300 円)
利用料金	1. 再送信利用料 月額利用料金 1,000 円 (税込 1,100 円) (上記料金には光放送端末の機器使用料を含みます。) ※2023 年 4 月 28 日時点で、新規受付は終了しております。 ※2025 年 11 月 1 日以降、IP-VOD サービス「milplus (みるプラス)」が付帯されます。「milplus (みるプラス)」には有料コンテンツがあり、別途月額利用料が発生する場合があります。 <u>※上記金額にNHK地上契約及び衛星契約受信料は含まれておりません。</u> 2. サービス休止時の維持管理費用 月額利用料金 400 円 (税込 440 円) 3. 利用明細紙面通知 1 通につき 120 円 (税込 132 円)

(2) 工事費・手續費等

① 工事費

新規契約時	2023年4月28日時点、新規受付は終了しております。
② 変更手続き費	
種類	料金額
テレビコース・ネットプラン変更手続き費	各 3,000 円 (税込 3,300 円)
引込線変更作業費	5,000 円 (税込 5,500 円)
宅内機器変更作業費	3,000 円 (税込 3,300 円)
※ お客様の宅内設備の状況により、別途追加料金が発生する場合があります。 ※ ご契約状況により、別途解除料が必要です。	
③ 解約費	
解約にかかる工事費及び手続き費：8,000 円 (税込 8,800 円)	
(4) 貸与機器価格相当分	
光放送端末 価格相当分	光放送端末 28,000 円/台 (税込 30,800 円/台)
* ご注意	
① <u>上記金額に NHK 地上契約及び衛星契約受信料は含まれておりません。</u>	

新規契約時	2023年4月28日時点、新規受付は終了しております。
② 変更手続き費	
種類	料金額
テレビコース変更手続き費	各 3,000 円 (税込 3,300 円)
引込線変更作業費	5,000 円 (税込 5,500 円)
宅内機器変更作業費	3,000 円 (税込 3,300 円)
※ <u>加入者</u> の宅内設備の状況により、別途追加料金が発生する場合があります。 ※ <u>加入契約</u> の状況により、別途 <u>解約費が発生します</u> 。	
③ 解約費	
解約にかかる工事費及び手続き費：8,000 円 (税込 8,800 円)	
(4) 貸与機器価格相当分	
光放送端末 価格相当分	光放送端末 28,000 円/台 (税込 30,800 円/台)
<利用料金に移動>	